

年金積立金管理運用独立行政法人個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）における個人情報の保護に関する事務に関し必要な事項を定め、管理運用法人の事務及び事業の円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条及び情報セキュリティ対策に関する基準（以下「セキュリティポリシー」という。）の定めるところによる。

(最高情報セキュリティ責任者)

第3条 最高情報セキュリティ責任者は、管理運用法人における保有個人情報の保護に関する事務の総括を行う。

2 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程に定める情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報セキュリティ管理者補助者が、個人情報の管理及び役職員に対する指導監督その他の各役割に応じた職務を怠っていると認められるとき等は、その改善を命ずることができる。

3 最高情報セキュリティ責任者は、保有個人情報の取扱いに従事する役職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

(統括情報セキュリティ責任者)

第4条 統括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者を補佐し、次に掲げる事務を行う。

(1) 最高情報セキュリティ責任者の不在時における最高情報セキュリティ責任者の事務に関すること。

(2) 役職員に対する個人情報の保護に関する教育研修の実施に関すること。

(3) 個人情報の利用及び運用管理に関する調査等の総括及び調整に関すること。

(4) 個人情報の保護に関する役職員の指導及び監督に関すること。

(5) 個人情報の保護に関する定め等諸規程類の整備に関すること。

(情報セキュリティ責任者)

第5条 情報セキュリティ責任者は、所属する部又は室（以下「所属部室」という。）における個人情報の保護及び管理に関する事務の総括を行う。

2 情報セキュリティ責任者は、所属部室の保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の利用を制限し、又は禁止することができる。

3 情報セキュリティ責任者は、所属部室における保有個人情報について、制約事項を定めることができる。

4 情報セキュリティ責任者は、所属部室における保有個人情報についての利用状況等を調査することができる。

(情報セキュリティ管理者)

第6条 情報セキュリティ管理者は、所属する室及び課（以下「所属室課」という。）における保有個人情報の管理に関する次に掲げる事務を行う。

(1) 所属室課の保有個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止及び適正な管理に関すること。

(2) 所属室課の職員に対する個人情報の保護に関する教育研修の実施に関すること。

(3) 所属室課の職員の指導及び監督に関すること。

2 情報セキュリティ管理者は、所属室課の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため

に、統括情報セキュリティ責任者が実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(情報セキュリティ管理者補助者)

第7条 情報セキュリティ管理者補助者は、情報セキュリティ管理者の指示のもとに、所属室課の職員を指揮監督し、保有個人情報の保護及び管理に関する事務を処理する。

(役職員の責務)

第8条 役職員は、個人情報の取得に当たっては正確性の確保に努め、保有個人情報の利用に当たってはその目的を達成するために必要最小限の範囲に限定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

2 役職員は、保有個人情報の第三者への提供に当たって、提供先の利用目的及び安全性確保の措置を確認するとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人情報の訂正等)

第9条 役職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、情報セキュリティ管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(個人情報ファイル簿の管理)

第10条 情報セキュリティ責任者は、所属部室における保有個人情報について、法第11条に規定する個人情報ファイル簿を作成するものとする。

2 個人情報ファイル簿は、原則として、電磁的記録により、管理するものとする。

3 統括情報セキュリティ責任者は、第1項の個人情報ファイル簿をとりまとめ、個人情報ファイル簿を整備するとともに、これを管理及びホームページに公表するものとする。

(事案の報告)

第11条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合、又は発見した場合は、その事実を知った役職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ管理者が不在又は緊急を要するときは、最高情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者に直接報告するものとする。この場合において、情報セキュリティ管理者との連絡が可能となり次第、当該報告の内容等について報告をしなければならない。

(復旧及び再発防止策)

第12条 情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、前条の報告を受けた場合、又は自ら保有個人情報に異常を認めたときは、必要に応じて、その旨を速やかに最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に報告し、その指示に従い、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

2 情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、前項の事案の内容に応じて、文書処理規程に規定する文書管理者に対して、必要な要請をしなければならない。

3 情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、当該事案及びその対応の詳細について記録しなければならない。

4 情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、第1項の規定による措置を講じた場合は、必要に応じて最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に、直ちに報告しなければならない。

5 最高情報セキュリティ責任者は、前項の報告を受けた場合、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告しなければならない。

6 理事長は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じるものとする。

(セキュリティポリシーとの調整)

第13条 第3条から第7条までの個人情報に関する職務について、セキュリティ関係規程に基づき同様の事務等が行われた場合は、この規程に基づく事務等を省略することができる。

2 前2条の個人情報に関する報告及び措置等について情報セキュリティ関係規程に基づく報告及び措置等が行われた場合は、この規程に基づく報告及び措置等を省略することができる。

(監査)

第14条 情報セキュリティ責任者は、保有個人情報の管理の状況について、情報セキュリティ監査実施者が行う監査を受けなければならない。

2 前項の監査は、内部監査又は情報セキュリティ監査に併せて行うことができる。

(点検)

第15条 情報セキュリティ管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経過、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

2 前項の点検は、セキュリティポリシーに定める自己点検（機密性2情報及び機密性3情報の取扱いが含まれていない点検を除く。）に代えることができる。

(評価及び見直し)

第16条 最高情報セキュリティ責任者は、保有個人情報の適切な管理のため、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。

2 前項の評価及び見直しは、セキュリティポリシーに定める評価及び見直しに併せて行うものとする。

(実施規定)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。